

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 厚二

TEL:06-946-8011

## 受取人が既に死亡している場合の保険金

Q: 夫の父の死亡により保険金が支払われることになりましたが、受取人は既に死亡している夫でした。この場合、保険金は誰のものになるのでしょうか。

夫の父の相続人は妻と夫の代襲相続人である私の子供です。

夫の相続人は妻である私と子供です。

A: 保険金は、今回亡くなったお父さんの相続人が取得するのか、それとも既に亡くなっている夫の相続人が取得するのか迷うところですね。

ところで、生命保険契約における当事者は、保険者、保険契約者、被保険者、保険金受取人であり、その保険契約による保険事故が発生すると保険金受取人に対して保険金が支払われます。

この場合に、契約者は保険金受取人を指定できることとされていますので、保険金受取人が保険事故発生前に死亡したときは、その受取人変更の手続きを行うこととされています。

しかし、その変更手続きをしないまま保険事故が発生した場合には、その保険金受取人の相続人がその保険金を取得することとされています(商法676)。

したがって、ご質問の場合には、夫の相続人が保険金受取人となります。つまり、妻であるあなたと子供が受け取ることになるのです。

